第四十二条の四第十項	第七項	第四十二条の五第二項	
第二十二項		同条第七項	
第四十二条の四第十一項	の試験研究費の額	の重点産業技術試験研究費の額	
	控除対象試験研究費の額	控除対象重点産業技術試験研究費の額	
第四十二条の四第十二項	）が第一項又は第四項	）が第四十二条の五第一項	
	これらの規定に規定する事業年度	同項に規定する適用事業年度	
	第一項又は第四項に規定する事業年度	同条第一項に規定する適用事業年度	
	第一項又は第四項の規定の適用を受けた	同条第一項の規定の適用を受けた	
第四十二条の四第十二項第一号	百分の二十五に相当する金額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額）	百分の十に相当する金額	
第四十二条の四第十二項第二号	第一項の控除上限額又は第四項若しくは第七項の中小企業者等控除上限額	第四十二条の五第一項又は第二項に規定する百分の十に相当する金額	
第四十二条の四第十四項	の第一項又は第四項	の第四十二条の五第一項	
	これらの規定に規定する事業年度	同項に規定する適用事業年度	
	おける第一項又は第四項	おける同条第一項	
	（次条第二項又は第四十二条の五第三項第二号において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。）から	から	

前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　適用事業年度　重点研究開発計画について認定を受けた法人の適用期間（その認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（同日までにその認定が取り消された場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間）をいう。）内の日を含む各事業年度をいう。

二　重点産業技術試験研究費の額　試験研究費の額のうち認定を受けた法人がその認定に係る産業技術力強化法第二十三条第二項に規定する認定重点研究開発計画（第四号において「認定重点研究開発計画」という。）に従つて実施した研究及び開発（同法第二十七条第一項に規定する研究及び開発をいう。同号において同じ。）に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

三　控除対象重点産業技術試験研究費の額　重点産業技術試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額をいう。

イ　第四十二条の四第十九項第十四号に規定する国外委託試験研究に係る重点産業技術試験研究費の額の百分の五十（令和九年四月一日前に開始する事業年度（第三項第二号において準用する同条第八項第三号の通算法人の第三項第二号において準用する同条第八項第二号に規定する適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同号に規定する適用対象事業年度（第三項第二号において準用する同条第八項第三号の通算法人の第三項第二号において準用する同条第八項第二号に規定する適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の当該期間内に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同号に規定する適用対象事業年度）にあつては百分の六十とする。）に相当する金額

ロ　第四十二条の四第十九項第十四号に規定する国外委託試験研究以外の試験研究に係る重点産業技術試験研究費の額

四　特別重点産業技術試験研究費の額　重点産業技術試験研究費の額のうち認定を受けた法人がその認定に係る認定重点研究開発計画に従つて実施した産業技術力強化法第二十九条第四項に規定する重点産業技術共同研究開発機関（以下この号において「重点産業技術共同研究開発機関」という。）と共同して行う研究及び開発又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する研究及び開発に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

五　繰越税額控除限度超過額　法人の当該適用事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（当該適用事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における第一項に規定する税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第二項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

6　第一項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

7　第二項の規定は、第一項の規定の適用を受けた適用事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第二項の規定の適用を受けようとする適用事業年度の確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

8　第四十二条の四第二十三項及び第二十四項の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は第三項第二号において準用する同条第十四項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十三項中「第一項、第四項、第七項及び第十四項」とあるのは、「第四十二条の五第一項及び第二項並びに同条第三項第二号において準用する第十四項」と読み替えるものとする。

9　第四十二条の四第二十五項及び第二十六項の規定は、第三項第二号において準用する同条第八項第六号ロ又は第七号の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十五項中「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（一）とあるのは「第四十二条の五第三項第二号（重点産業技術試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（一）と、「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号二」とあるのは「第四十二条の五第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号二」と、同条第二十六項中「並びに」とあるのは「並びに第四十二条の五第三項第二号において準用する」と読み替えるものとする。